

更正請求書

※ 処理 事項	発信年月日		精 査 検	整 理 番 号	入力済	管 理 番 号
	通信日付印	確認				
	. .					

受付印

令和 年 月 日		所在地及び		(電話)			
		電話番号					
		大阪府 府税事務所長殿		(ふりがな) 法人名及び 法人番号		(法人番号)	
				(ふりがな) 代表者氏名			

地方税法 第20条の9の3第1項・第2項、第53条の2 第72条の33、第72条の48の2第4項				の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる 事業年度		. . から . . まで					
摘 要		更 正 の 請 求 前			更 正 の 請 求 後		
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円		
	税 額 等						
事業税 法第72条の 2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業	課 所 得 等						
	税 付 加 価 値 額						
	標 資 本 金 等 の 額						
	準 収 入 金 額						
	等 欠 損 金 額 等						
	税 額 等						
特別法人 事 業 税	課 基 準 法 人 所 得 割 額						
	税 基 準 法 人 収 入 割 額						
	税 額 等						
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限			. .		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日			. .		
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日			. .		
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日			. .		
法第53条の2の更正の請求 の場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日			. .		
法 第 7 2 条 の 3 3 の 更 正 の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日			. .		
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日			. .		
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日			. .		
更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情の 詳細その他参考となるべき 事項							
還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法	銀行	支店	口座種別	口座番号	関与税理士署名		
			普通・当座		(電話)		

※ この請求書につきましては、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。(R6.12)

更正請求書

※ 処理 事項	発信年月日		精 査 検	整 理 番 号	入力済	管 理 番 号
	通信日付印	確 認				
		・	・			

受付印

令和 年 月 日	所在地及び		(電話)				
	電 話 番 号						
	(ふりがな)		(法人番号)				
	法人名及び 法人番号						
(ふりがな)							
大阪府 府税事務所長殿		代表者氏名					

地方税法	第20条の9の3第1項・第2項、第53条の2 第72条の33、第72条の48の2第4項	の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。
------	--	-------------------------

更正の請求の対象となる 事業年度	・ ・ から ・ ・ まで				
---------------------	---------------	--	--	--	--

摘 要		更 正 の 請 求 前	更 正 の 請 求 後		
-----	--	-------------	-------------	--	--

道府県	課 税 標 準 等	円	円			
民 税	税 額 等					
事業税 法第72条の 2第1項 第1号 第2号 第3号 第4号 に掲げる事業	課 所 得 等					
	税 付 加 価 値 額					
	標 資 本 金 等 の 額					
	準 収 入 金 額					
	等 欠 損 金 額 等					
	税 額 等					
特別法人 事業税	課 基 準 法 人 所 得 割 額					
	税 基 準 法 人 収 入 割 額					
	税 額 等					
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	・ ・			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日	・ ・			
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日	・ ・			
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日	・ ・			
法第53条の2の更正の請求 の場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	・ ・			
法 第 7 2 条 の 3 3 の 更 正 の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	・ ・			
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	・ ・			
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	・ ・			
更正の請求をする理由、 請求をするに至った事情の 詳細その他参考となるべき 事項						

還付を受けよう とする金融機関 及び支払方法	銀行	支店	口座種別	口座番号	関与税理士署名	
			普通・当座		(電話)	

※ この請求書につきましては、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。(R6.12)